

# 被害者支援連絡協議会及び被害者支援 地域ネットワークにおける連携の推進

警察庁長官官房教養厚生課  
犯罪被害者支援室  
篠崎 真佐子

## 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

### 被害者支援連絡協議会・被害者支援地域ネットワークとは

犯罪被害者やその御家族・御遺族には、捜査や公判に関する支援のみならず、医療に関する支援、住まいや生活に関する支援等の多岐にわたる支援が必要。

そこで、犯罪被害者等への総合的な支援を行うため、全都道府県において、警察のほか、地方公共団体の担当部局、検察庁、弁護士会、法テラス、医師会、公認心理師関連団体、民間被害者支援団体等の関係機関・団体等による被害者支援連絡協議会が設置されている。

また、よりきめ細やかな総合的支援を行うため、警察署等を単位として、地域の関係機関・団体等による令和2年4月現在、全国で計1,173の被害者支援地域ネットワークが設置されている。

# 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)

## 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進(施策番号183)

警察において、(略)警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

### 【死傷者多数となった事例】

- ・平成28年1月 長野県北佐久郡軽井沢町におけるスキーバス事故
- ・平成28年7月 相模原市緑区の障害者施設における殺傷事件
- ・令和元年5月 川崎市多摩区における通り魔事件
- ・令和元年7月 京都市伏見区における放火殺人事件

## 死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練①

### 訓練の目的

- ① 具体的事例を想定することで、各関係機関が果たすことができる役割について具体的なイメージを持つこと
- ② 他の機関の具体的な役割を理解することを通じて関係機関との連携を促進し、犯罪被害者等に対する途切れない支援を実現すること

### A県における想定事例

#### 【事件概要】

6月21日午前8時35分頃、〇市〇区A丁目B番C号〇商店前路上において、大型観光バス(定員45名)が横転する事故が発生した。

事故により、乗員・乗客48名(運転手1名・乗客47名)中、21名が死亡、27名が重軽傷を負った。

## 死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練②

### A県における想定事例

#### 【発生直後】

- ・ 警察から各会員に対し、事案発生の一報メールを配信した。
- ・ 社会的反響が予想されるため、数多くの報道関係者が集まり、被害者等に対する取材が過熱した。
- ・ 被害者やその遺族等が多数に上ることから、警察において体制をとり被害者等への連絡等を行った。

(想定事例に基づく実演状況)



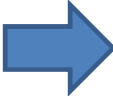
#### 【関係機関の対応例】

- 地域の運輸局: 公共交通事故の総合窓口を開設し、被害者等からの相談・要望に対応する。
- 県弁護士会: 被害者等の意向がある場合には、マスコミの幹事社に対する自粛要請を行う。また、法テラスによる犯罪被害者支援ダイヤル等を紹介する。

### 【発生から1週間後まで】

- ・ 被害者の遺族等は、精神的動揺が続く中、自治体への各種届出を行わなくてはならなかった。
- ・ 被害者の遺族等から、事件への対応等で家事や食事の支度ができないとの声が寄せられた。


### 【関係機関の対応例】

- 
- 警察・民間支援団体：自治体への各種届出時における付添支援を実施する。
  - 地方公共団体：各種届出時に、個室においてワンストップで対応する。
  - 地方公共団体：被害者支援条例に基づき、ホームヘルプサービス、配食サービス等を提供する。

### 【発生から1ヶ月後まで】

- ・ 被害者は、犯罪被害に遭ったことにより、現在の住居に引き続き居住することができなくなった。
- ・ 被害者や遺族等から警察に対し、カウンセリング受診の希望が寄せられた。

### 【関係機関の対応例】

- 
- 都道府県の担当部局：都道府県の公営住宅への入居募集を行う。
  - 警察・臨床心理士会・公認心理師関連団体・民間支援団体：被害者等に対して公費によるカウンセリングを実施する。

### 【発生から2年後】(公判開始)

- ・ 被害者等のうち一部の方は、被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加することとした。
- ・ 刑事裁判への参加に際し、公判期日への出席を弁護士に依頼することを希望する被害者等がいた。

### 【関係機関の対応例】

- 検察庁:被害者参加制度を希望する被害者等からの申出を受け付け、裁判所への通知を行う。
- 県弁護士会:被害者参加制度を利用する被害者等に対し、旅費等を支払う制度を紹介するほか、一定の被害者等に対し、被害者参加人のための国選弁護制度(被害者参加弁護士の選定を求めることができる制度)を紹介する。

### 訓練の目的

- 具体的事例を想定することで、各関係機関が果たすことができる役割について具体的なイメージを持つ
- 他の機関の具体的な役割を理解することを通じて関係機関との連携を促進し、犯罪被害者等に対する途切れない支援を実現する

## 犯罪被害者等施策主管課室長にお願いしたいこと

犯罪被害に遭った方やその御家族等は、犯罪被害に遭った直後から幅広い支援が必要となりますが、これらの支援には、犯罪被害者等のために特化した施策のみならず、既にある施策や制度等も関係します。

被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおいて具体的事例を想定した訓練等を行う際には、皆様の立場からどのような支援を行い得るのかについて幅広く助言等をいただき、被害者等に対する途切れのない支援につなげていただけていますようお願いいたします。